（※保護者と利用契約の締結に際して行う「重要事項説明」の内容を記載するものです。）

「みらいステップさいたま辻園」重要事項説明書

小規模保育事業設置者の表示

事　業　者　の　名　称	株式会社みらいステップ
代　表　者　氏　名	高水　喜一
法　人　の　所　在　地	さいたま市南区南本町1-17-14-１階
法　人　の　電　話　番　号	048-872-3355
定款の目的に定めた事業	保育所運営

（１）　事業の目的及び運営の方針

事　業　の　目　的	株式会社みらいステップの設置する みらいステップさいたま辻園は企業主導型保育園として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満6歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。
運　営　方　針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（２）　提供する保育の内容

1　企業主導型保育園（みらいステップさいたま辻園）の概要	
名　　称	みらいステップさいたま辻園
所　在　地	さいたま市南区辻8-24-10-2階
開園年月日	令和3年3月31日
電　話　番　号	048-767-3457
F　A　X　番　号	048-767-3458
メールアドレス	miraistep@gmail.plala.or.jp
施設長氏名	吉田　美生
入所定員（年齢別）	「（６）乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職　員　数	「（３）職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり

取扱う保育事業	一時保育、延長保育、幼児教育等
自己評価の概要	職員による自己評価を年１回実施し、併せて利用者アンケートを年１回行いサービスの向上に努めます。
第三者評価の概要	５年に１回実施を予定しています。
職員研修実施状況	さいたま市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施　年１回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。
嘱託医	わらびひだまりクリニック　院長　本城　美智恵先生　嘱託契約日　令和3年3月31日 北戸田スマイル歯科　院長　柳下　崇　嘱託契約日　令和3年3月31日 ※健診は年２回、歯科検診は年2回行います

2　保育事業所の概要

敷地	民有地を借地（あるいは市有地を使用貸借など）
建物	鉄筋コンクリート造　5階建ての2階
施設の内容	乳児室・ほふく室　1　室　面積　25.46㎡　調理室　5.98㎡ 保育室・遊戯室　1　室　面積　42.63㎡　調乳室 幼児用トイレ　2　個
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、沐浴室、児童用トイレ、IHコンロ、洗濯機
安全対策	事故発生防止員会を偶数月に開催及び職員定期研修（６月・１２月）の実施
	乳幼児賠償責任保険加入　東京海上日動火災、スポーツ振興センター　火災保険加入
その他	屋外遊戯場の代替場所　噴水公園　徒歩6分

3　連携施設

施設名称	未定
施設所在	未定
連携内容	未定

4　年間保育計画

組・グループ	保育計画
０歳児	安全な環境に中で生命の保持と情緒の安定を図る。保育士の受容により信頼関係を築く。一人ひとりの生理的な欲求を満たしながら健康的な生活リズムを確立し、快適に過ごせるようにする。個人差に留意しながら離乳や歩行の完成・発語の意欲を育てる。
１歳児	安定して保育士との関わりの中で自分の気持ちや要求が表せるようになる。生活面では、子どもが自分でしようとする気持ちを持ち少しずつ出来るようになる。安全で活動しやすい環境の中で全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動の幅を広げ歩行を確立する。言葉の理解や発語への意欲を育て言葉を発することを楽しむ
２歳児	身の周りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。全身や指先を使ったあそびを十分楽しみ、丈夫な身体つくりをする。保育士の仲立ちによって、ともだちとの関わりを広げていく。

3歳児	基本的な生活習慣を身につけ、身の周りのことなど自分でする。遊びのルールを覚えながら、友達と関わり相手のことを考えながら楽しく遊ぶ。
4歳児	友達とつながりを広げ、いたわりや思いやりの気持ちを持ち、集団での生活を楽しむ。基本的生活習慣や言葉を身につけ、保育者との信頼関係の中で安定した生活ができる。
5歳児	年長としての新しい活動や行事に興味を持って取り組む。就学への期待を持ち、園生活や行事に7意欲的に取り組む。その場に応じた挨拶やふさわしい態度を身につける。
その他 （年間行事等）	４月　歓迎会　５月　子どもの日　６月　老人ホーム訪問　７月　七夕　８月　水遊び　９月消防署見学　１０月　ハロウィン　１２月　　クリスマス会　１月　お正月　２月　節分　３月　お別れ会　※　他　毎月の身体測定・お誕生日会・避難訓練があります。

5　主な１日の保育スケジュール

時　間	
０歳児	７時30分～順次登園、９時ミルク、１０時～朝の会、設定保育（月齢により午前睡・戸外活動）、１１時～昼食、１２時30分～14時45分午睡、１５時半～おやつ１６時３０分～１８時３０分室内遊び・順次降園　　※月齢により異なります。
１歳児	７時30分～順次登園、９時朝おやつ、朝の会、１０時設定保育（月齢により午前睡・戸外活動）、１１時３０分～昼食、１2時30分～１4時45分午睡、１５時半～おやつ１６時３０分～１８時３０分室内遊び・順次降園　　※月齢により異なります。
２歳児	７時30分～順次登園、９時朝おやつ、朝の会、１０時設定保育（月齢により午前睡・戸外活動）、１１時３０分～昼食、１2時30分～１4時45分午睡、１５時半～おやつ１６時３０分～１８時３０分室内遊び・順次降園　　※月齢により異なります。
3歳児	７時30分～順次登園、１０時～朝の会、設定保育、１１時３０分～昼食　　、12時30分～１4時45分午睡、１５時半～おやつ、１６時３０分～１８時３０分室内あそび・順次降園
4歳児	７時30分～順次登園、１０時～朝の会、設定保育、１１時３０分～昼食　　、12時30分～１4時45分午睡、１５時半～おやつ、１６時３０分～１８時３０分室内あそび・順次降園
5歳児	７時30分～順次登園、１０時～朝の会、設定保育、１１時３０分～昼食　　、12時30分～１4時45分午睡、１５時半～おやつ、１６時３０分～１８時３０分室内あそび・順次降園

主なお散歩のコース

屋外遊戯場の代替に、近隣にある噴水公園や辻水深公園にいき、近隣の住宅街をお散歩しに行きます。

6　食事の提供について

昼食・おやつ・補食	・　調理したものを配達し児童に提供します。 ・　保護者の方へは、前月２５日ごろに翌月の献立表をお配りします。　　・ 補食は市販のお菓子を提供いたします。
アレルギー等への対応	給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。　（例）卵・牛乳・そば、魚介類（えび・かに）など
衛生管理等	・　調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています

（3） 職員の職種、員数及び職務の内容

職種		常勤職員	非常勤職員	備考
保育に従事する職員	施設長（保育士）	1人		保育運営責任者です。
	保育士	3 人	3 人	保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を１名含みます。
	保育従事者	0 人	0 人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	保育補助者	0 人	0 人	充足職員の他に追加配置している保育従事者です。
調理員		0 人	2人	給食作り、提供し、買出しもします。
事務員		1人	0 人	施設設置者が事務長として従事しています。

1　当施設の職員は掲示板に名前と職名を掲示しています。
2　開所時間内には、企業主導型保育園運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置（児童数に応じて加配）し、保育に当たります。

（4） 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	月～土　7時00分から20時00分まで
保育標準時間	月～土　7時30分から18時30分まで
保育短時間	
うち時間外保育時間	午前の時間　7時から7時30分まで 午後の時間 18時30分から20時00分まで
休所日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）

（5） 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1

歳児	保育料
0歳児	４３，３５０円
1歳児	４１，３５０円
2歳児	３９，３５０円
3歳児	２６，６００円
4歳児	２３，１００円
5歳児	２３，１００円

無償化	保育料
0歳児	0円
1歳児	0円
2歳児	0円
3歳児	0円
4歳児	0円
5歳児	0円

※自社契約は保育料半額、共同契約は保育料3000円引きとなる。

2　上記のほか、保護者に負担していただくもの

・帽子1,200円　・防災頭巾3,100円　・ネームタグ１個110円　　・シーツ2,200円

・夏祭り景品代300円　・運動会メダル450円　・ハロウィンお菓子代300円　・年長田植え体験11,000円

※物価上昇による価格の変動がある場合もございます。

※無償化対象者については、3歳児児26,000円、4歳児以上23,100円の利用料が無償化になる.0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の家庭は0歳児37,100円、1.・2歳児37,000円の利用料が無償化になる。

3　自主事業（付帯サービス）の利用料金

- 幼児教育（全園児対象）＝保育時間中に、幼児教育講師（外国語含む）による学習を行います。
  料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み１ヵ月当たり10,000円です。
  ＊令和8年度のみ子育て支援キャンペーンとして、5,000/月になります。
- 延長保育＝30分250円
  【月極】各年齢１日30分月2,000円、1時間あたり月4,000円、1時間30分あたり月6,000円
- 園児保険料は保育費に含まれています。

4　給食費　（主食費・・・2,600円　／　副食費・・・4,900円）※3歳児以上

5　上記1～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 月額の保育料や延長料、その他かかる費用の支払いは毎月27日引き落とし(金融機関休業日は翌営業日)

・現金振込払（納付期限：保育利用前月末）

銀行名：埼玉りそな銀行　　口座名：株式会社みらいステップ

支店：南浦和・口座番号：普通　4505789

※その他の利用料については振込払か直接園にお支払いください。

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	※地域枠　9名
定　員	3人	3人	3人	※企業枠　10名
歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定　員	3人	3人	4人	19人

1　利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当みらいステップさいたま辻園の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくことになりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2　利用に当っての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の8時50分までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなりますので、朝9時までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医師が必要を認め、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
入園時に用意するもの	別紙参照
毎日持参するもの	別紙参照

（7） 緊急時における対応方法

1　保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

2　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	わらびひだまりクリニック　院長　本城　美智恵先生 所在地　蕨市北町３－４－１０　　※当園から徒歩23分　電話048-882-5356
	北戸田スマイル歯科　　院長　柳下　崇先生 所在地　戸田市新曽2196-1　　※当園から徒歩5分　　電話048-445-1717
消防署（救急）	管轄消防署名　さいたま市浦和署日出出張所
	所在地　　さいたま市浦和区東岸町8-10 電話　048-882-1119
警察署	管轄警察署名　浦和警察署
	所在地　さいたま市浦和区常盤4丁目11-21 電話　048-825-0110
その他	さいたま市子ども子育て支援課　　電話　048-829-1271 さいたま市児童相談センター　　電話　048-711-2416

※1　健康診断年2回（6月/12月）・歯科検診は年1回（6月/12月）行います。

※2　緊急時の連絡表により保護者に連絡する。

（8）　非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書	さいたま市浦和消防署　2021年3月31日届出 防火管理者　　氏名　高水　喜一			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練及び消火訓練（月１回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第１避難場所	辻南小学校	第２避難場所	辻小学校

（9）　虐待の防止のための措置に関する事項（みらいステップさいたま辻園の取組）

1 みらいステップさいたま辻園の設置者及び職員は児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる以下の行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

2 児童虐待の防止等に関する法律第５条、第６条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

当施設は、児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として
同法第５９条の２に基づきさいたま市への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先　さいたま市（子ども未来局子育て未来部保育施設支援課）　TEL:０４８－８２９－１８５９】

（10） 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

1　保護者会について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会）の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2　運営委員会について

年に1回、開催予定です。保護者代表者､外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し､利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

3　健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年、年２回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年、年２回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、毎年入社月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月、身長・体重測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※　その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4　賠償責任保険の加入

保険会社名	三井住友海上	死亡・後遺症害限度額	3,000万円
1事故につき	300万円	死亡・後遺症害限度額（1名）	300万円
入院保険金日額	3,000円	通院保険金日額	2,000円

独立行政法人日本スポーツ振興センター

障害見舞金（通園中の災害の場合）※1	4,000万円～88万円（2,000万円～44万円）
死亡見舞金（通園中の災害の場合）※2	3,000万円（1,500万円）

溺水・疾病（異物の嚥下迷入・漆等の皮膚炎・外部衝撃・負傷）

※1　園管理下の負傷又は上記疾病後に残った障害で程度により区分される

※2　園管理下において発生した事件に起因する死亡及び上記の疾病に直接起因する死亡

5　保育内容に関する相談.・苦情窓口の設置

（1） みらいステップさいたま辻園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者　氏名　吉田　美生	電話　048-825-8580	（役職　さいたま辻園施設長）
相談・苦情解決責任者　氏名　高水　喜一	電話　048-872-3355	（役職　代表取締役）
第三者委員　氏名　佐藤　秀一　保育ルームぞうさんの家 電話　048-876-1008 氏名　杉本　拓也　株式会社ＵＧＵＳＵ　代表取締役　電話０４８－２９８－７８８７		
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	

6　設置者の事業停止及び施設閉鎖命令の有無なし